

(案)  
栗田支援学校仮設校舎賃貸借契約書

秋田県知事 鈴木健太（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

(1)賃貸借物件	栗田支援学校仮設校舎（以下「建物」という。）
(2)設置場所	秋田市栗田町（秋田県立栗田支援学校敷地内）
(3)契約期間	契約締結日から令和10年11月30日まで
(4)契約金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇— (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇—)
(5)年割額	令和7年度 ¥〇— 令和8年度 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇— 令和9年度 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇— 令和10年度 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇—
(6)契約保証金	¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇— (免除の場合：秋田県財務規則第〇条第〇号該当により免除)

(建物の設置等及び検査)

第2条 受注者は、第1条に規定する建物の設置、部分改修及び解体を行うものとし、発注者は受注者からそれぞれ完了の通知があったときは速やかに検査を行うものとする。

2 前項の検査に不合格となったときは、受注者は直ちに手直しを行い再度発注者の検査を受けるものとする。

3 設置、部分改修及び解体に要する費用は全て受注者の負担とする。

(賃貸借料及び支払方法)

第3条 賃貸借料は、第1条で定める年割額を各年度の契約期間月数で除して得た額を月額として支払うものとする。ただし、契約期間に1か月未満の端数が生じたときは1月として計算する。

2 前項の賃貸借料は、令和7年度〇円、令和8年度月額〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）、令和9年度月額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）、令和10年度月額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。ただし、令和10年11月分は〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

3 受注者は、毎月の賃貸借料を発注者の定める手続きに従って、翌月以降に発注者に対し請求するものとする。

- 4 発注者は、受注者から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。
- 5 発注者の帰すべき事由により、前項の期間内に賃貸借料を支払えなかった場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額（計算して求めた額の総額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、受注者が、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第178条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（履行遅滞）

第5条 受注者が、第1条に規定する建物の設置及び解体を発注者の指定した期日までに完了できないときは、発注者が災害やその他やむ得ない理由があると認めたときを除き、発注者は、当該建物に係る契約金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を受注者に請求することができる。ただし、計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはこれを免除する。

（工程表等）

第6条 受注者は、契約締結後直ちに仕様書等に基づき工程表を作成して発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、工程表を受理したときは、遅滞なくこれを審査し、不適当と認めたときは受注者と協議する。

（契約不適合責任）

第7条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害保険)

第8条 受注者は、建物について別紙仕様書記載の賃貸借期間を保険期間とする火災保険契約を受注者の選定する損害保険会社と締結するものとする。ただし、保険料は受注者が負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、受注者の責に帰さない事由により発生した建物等の損傷について、その賠償を発注者に請求できる。

2 前項において、受注者が前条に定める保険契約で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず受注者は発注者に請求しないものとする。

(機密漏洩の禁止)

第10条 受注者又は受注者に係わる従業員は、本契約に基づき知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約期間終了後又は解約後においても同様とする。

(契約内容の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは書面をもって受注者に通知し、第1条に定める内容を変更することができる。ただし、内容を変更する場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者又は受注者は、1か月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき、書面をもって通告し、この契約を解除することができる。

3 前二項の規定により契約を解除したときに生ずる損害の賠償については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(原状回復等)

第13条 受注者は、別紙仕様書記載の解体期間内に建物を解体、撤去するとともに、使用した土地を建物設置前の原状に復して、これを発注者に明け渡さなければならない。

2 前項に必要な経費は受注者が負担するものとする。

(建物の管理)

第14条 建物の所有権は契約期間中を通じて受注者に属し、発注者は、該当建物を善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。

(権利義務の譲渡)

第15条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定めのない事項又は、この契約について疑義の生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえこれを定めるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第18条 前条の協議によってもこの契約の履行に係る紛争が解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事 鈴木 健太

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

### (派遣労働者の利用時の措置)

第5 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

### (教育の実施等)

第6 受注者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関し

て知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

#### （再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- （1）再委託を行う業務の内容
- （2）再委託で取り扱う個人情報
- （3）再委託の期間
- （4）再委託が必要な理由
- （5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- （6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- （7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- （8）再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受注者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

#### （取得の制限）

第8 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### （目的外利用及び提供の禁止）

第9 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するため  
に発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれら  
に類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置  
を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要  
かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等  
を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、  
情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見  
直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒  
体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の  
廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、  
情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の  
漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理  
のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡  
しを受ける場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、発注  
者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作  
業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定し  
た作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人  
情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方  
法（以下「運搬方法」という。）を特定し、発注者に届け出なければならない。その特定し  
た運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記し  
た名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下  
「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承認した場合を除き、当  
該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物

を持ち込んで使用してはならない。

9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は発注者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

6 受注者は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、発注者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の処理に係

る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、隨時、実地の監査又は検査をすることができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

#### （事故発生時の対応）

第16 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### （契約の解除）

第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

#### （損害賠償）

第18 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

注1 「発注者」は県を、「受注者」はこの契約による業務の受託者をいう。

2 委託業務の内容に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとし、個人情報の適正な取扱いが確保されるように措置すること。